

移行後における組織体制等の整備について

◎ 趣 旨

子どもの家・留守家庭児童会（以下「子どもの家等」という。）事業の運営を新たな主体に移行するに当たり、移行後の望ましい組織体制と指導員の処遇の考え方について意見を伺うもの

1 前回懇談会の概要

(1) 保育に係る組織体制

安全安心な保育体制を整備するための適正な人数の指導員配置、各運営区域内と各クラブ内の指揮系統・職務分掌の明確化、運営区域内の事務を専任する役職を配置した組織の整備について意見を伺った。

【主な意見】

- ・ 各クラブに対する指導ができる責任者の配置、現場でのトラブルや相談、苦情の窓口となる各クラブ内での主任の配置が必要であり、仕様書の中で義務付けていくべきである。
- ・ 特別な配慮を要する児童が子どもの家等にいる場合の加配指導員は、移行後も配置していくべきである。

(2) 指導員の労働環境

指導員の働きやすい環境を整備するための適正な指導員の処遇、職責に応じた待遇について意見を伺った。

【主な意見】

- ・ ローテーション勤務等が可能な体制に改善されていくことを期待したい。
- ・ 指導員賃金が毎年昇給できる仕組みとする必要がある。また、昇給分を委託料に積算するのみでなく、積算した金額が指導員の給与に反映される仕組みとされたい。

2 意見を伺う項目

○ 意見交換の視点

前回懇談会における主な意見を踏まえ、事務局で整理した移行後の組織体制等の素案について、意見を伺うもの

(1) 組織体制の考え方（別紙2）右図）

- ・ 各運営区域ごとに区域内の管理や各クラブとの連絡調整をする統括管理者の配置を仕様書に定めるとともに、各クラブ内の指揮系統、責任の所在の明確化のため、主任指導員の配置を仕様書に定める。

- ・ 保育外の事務従事者の配置など、指導員の事務負担軽減が図れるよう、その配置方法について事業者に提案を求める。
- ・ 特別な配慮が必要な児童を含む全ての利用児童に対し、安全に配慮した適正な遊びと生活の場の提供のため、障害児受入推進事業等を積極的に活用していく。
- ・ 現行の指導員が行っている保育内容や児童・保護者との信頼関係を継承できるよう、指導員本人が希望する場合の継続雇用について努力義務を仕様書に定める。

(2) 指導員の労働環境

- ・ 指導員の賃金については、同一労働同一賃金の原則に則り、本市の児童福祉施設や他市の状況を踏まえ、適切な賃金になるよう、委託料の上限金額に設定する。
また、指導員の経験年数やスキル、職責に応じた待遇・手当を同様に設定する。
- ・ 事業者に対し、人件費を含む委託料の上限金額及びその内訳を示していく。